

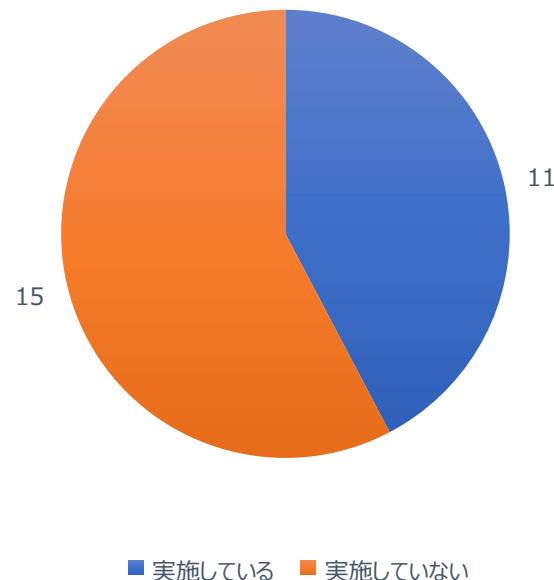
資料 4

他市町村の取り組み状況

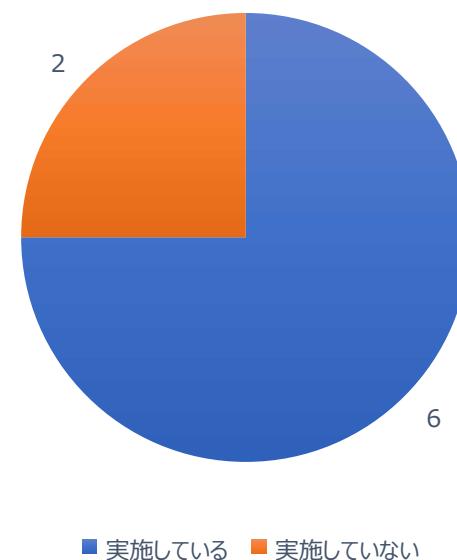
他市町村の取り組み状況

- 京都府26市町村のうち、何らかの高齢者等へのごみ出し支援を行っている団体は11団体、行っていない団体は15団体となっています（行っている団体には試行実施中の1団体を含みます）。
- 関西文化学術研究都市を構成する8市町では、支援を行っている団体は6団体、支援を行っていない団体は2団体となっています。

京都府内の取り組み状況



学研 8 市町の取り組み状況



※取り組み状況は精華町調べであり、記載内容の正確性は保証できませんのでご注意ください。

他市町村の取り組み状況（支援の内容）

城陽市		宇治田原町	
事業名	対象要件	事業名	対象要件
城陽市高齢者等ごみ出し支援事業	<p>市内に居住し、次の①～④のいずれかに該当する者のみで構成される世帯に属する者のうち、ホームヘルプサービス（訪問介護、小規模多機能型居宅介護・居宅介護・重度訪問介護）を現に利用し、かつ、ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 65歳以上の高齢者で、要介護認定において要介護1以上の認定を受けた者 ② 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級に該当する者 ③ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がAに該当する者 ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級に該当する者 	宇治田原町ふれあい収集	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1以上の介護認定を受けている方。 ・身体障害者手帳2級以上の障害者手帳の交付を受けている方。 <p>上記のいずれかに該当する方で、独居または該当する方のみで構成される世帯の方で、家庭のごみを自らごみ収集ステーションへ持ち出すことが困難で、支援を受けられない方。</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ①収集対象の家庭ごみ 燃やすごみ、燃やさないごみ、空カン、空ビン、ペットボトル、紙パック、プラマーク製品 ②事業の範囲 ・利用者の自宅（玄関前や敷地内の収集しやすいところ）から処分場まで ・室内に入っての収集は行いません。 ③ごみの排出方法 ・ごみの分別は、ごみステーションに出す場合と同じです。分別が不十分な場合は収集できません。 ・ごみの分別は、利用者本人もしくはホームヘルプサービスにおいて実施してください。 ④ごみの収集日 週1回となります。具体的な曜日は利用決定時に通知します。 (12月30日～1月3日を除く) ⑤安否確認 指定された日にごみが排出されていない場合は、収集業者がインターホン等で安否確認を行います。 	実施内容	<p>週1回、月曜日から金曜日のいずれか指定した日に訪問します。</p> <p>収集時は職員が利用者に声掛けを行ってから収集しますが、お留守の場合でも、ごみが出されていれば収集します。</p> <p>訪問時にごみが出されていない、分別されていない、家庭ごみとして収集できないものが出ているなどの場合は収集しないことがあります。</p> <p>職員はごみの収集以外のお手伝いは行いません。</p>

※取り組み状況は精華町調べであり、記載内容の正確性は保証できませんのでご注意ください。

他市町村の取り組み状況（支援の内容）

京田辺市		木津川市	
事業名	にこにこ収集 (福祉向けごみの戸別収集サービス)	事業名	ふれあい収集（ごみ排出支援）
対象要件	<p>市内在住で次のいずれかに該当する者の一人暮らしの世帯で、ホームヘルプサービスを現に利用しており、かつごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者で、要介護1以上の認定を受けた者 ・身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級または2級に該当する者 ・療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAに該当する者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する者 	対象要件	<p>市内にお住いの、親族や近隣の方などの協力を得られず、ご自身でごみの拠点回収場所への排出が困難であり、次のいずれかに該当する単身世帯又は対象者のみで構成されている世帯。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要介護認定又は要支援認定を受けている方 ○身体障害者手帳の交付を受けており、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ○肢体不自由1級・2級 ○視覚障害 1級・2級 ○療育手帳の交付を受けている方 ○精神障害者福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方 <p>○上記に準ずる方で、ごみを排出することが困難であると市長が認めた方 (注：木津川市は旧山城南を除き戸別収集となっています)</p>
実施内容	<p>燃やすごみ、プラスチック容器包装ごみ、紙ごみ、破碎ごみ、直接埋立ごみ、カン、ビン、PETボトル、乾電池およびスプレー缶を、自宅の玄関先などで毎週水曜日に一括収集します。</p> <p>※ 家の中まで入って収集することはできません。 悪臭を防止できるふた付き容器などを置き、容器内に品目ごと袋に入れて出してください。</p> <p>希望者には収集時に呼鈴等で直接声かけをします。また、ごみが出されていない場合は、事前に登録された緊急連絡先に連絡し、安否確認をします</p>	実施内容	<p>玄関先などでのごみ収集支援を行います。ごみ収集は週1回行い、ごみの排出がない場合は、声掛けによる安否確認を行います。</p>
			その他
			<ul style="list-style-type: none"> ●地域型ふれあい収集 拠点収集の地域で、ごみ出ししが困難な世帯と自治会等が助け合ってごみ出しを支援する活動に対する補助制度（補助額：1世帯あたり月額3千円）

※取り組み状況は精華町調べであり、記載内容の正確性は保証できませんのでご注意ください。